

大津市歴史博物館協議会委員公募要領

1 目的

大津市歴史博物館協議会委員（以下「委員」という。）を委嘱するにあたり、広く市民の意見を博物館運営に反映させるため、委員の一部を公募することにより、市民参加による協議会運営とするため。

2 募集人数

2人以内

3 応募資格

応募資格は、次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和2年9月1日現在で、満18歳以上であること。
- (2) 本市に住所、勤務先又は通学先を有すること。
- (3) 国又は地方公共団体の職員又は議会の議員でないこと。
- (4) 応募日現在において、本市の審議会等の委員でないこと。
- (5) その他教育長が必要と認める事項

4 任期

令和2年9月1日から令和4年8月31日まで

5 委員の職務内容

委員は、大津市歴史博物館協議会（以下「会議」という。）に出席し、歴史博物館の運営に関する必要な事項について審議等を行う。

- (1) 会議は、この公募により選ばれた委員と学校教育及び社会教育、家庭教育の関係者並びに学識経験者等で構成する。なお、委員の人数は、20人以内とする。
- (2) 会議に出席した場合、本市が規定する報酬を支給する。
- (3) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務を負うものとする。

6 応募方法

- (1) 応募期間 令和2年7月16日（木）まで【当日必着】
- (2) 応募書類

大津市歴史博物館協議会委員応募書及び意見書（テーマ「**大津市歴史博物館が果たすべき役割について**」、800字以内。書式は自由とする。）

なお、応募にかかる書類は返還しないものとする。

(3) 応募先

〒520-0037 大津市御陵町2番2号 大津市歴史博物館

(4) 応募手段

応募は、次に掲げる手段によるものとする。

①郵便

②歴史博物館へ直接提出

7 委員の選考方法

大津市歴史博物館協議会公募委員選考委員会において書類審査により行う。なお、必要に応じて面接を行うものとする。

8 選考結果

選考結果については、速やかに応募者全員に通知するものとする。